



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年10月5日火曜日 第2207号

◇ 目次 ◇

林業用種苗生産事業者の登録.....	769
保安林の指定の解除.....	769
土地改良事業の工事完了の届出.....	769
道路の区域変更（県道壬生川丹原線）.....	769
道路の供用開始（ " ）.....	770

指定道路の指定.....	770
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	770
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	770

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	770
----------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1115号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。
平成22年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
398	有限会社マウント・ワ ン	西条市大町733番地	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の 育成	有限会社マウント・ワ ン	西条市大町733番地

○愛媛県告示第1116号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、
次のように保安林の指定を解除する。
平成22年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
新居浜市郷字上郷乙13の3
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に
より、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届
出があった。
平成22年10月5日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	朝倉上地区	平成22年6月7日
農業用道路整備事業	朝倉上地区	平成22年8月9日

○愛媛県告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川丹原線	西条市丹原町長野1109番3地先から 同市丹原町北田野1515番5まで	旧	メートル 10.0～16.0	キロメートル 0.550	
			新	10.0～17.0	0.550	

○愛媛県告示第1119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	壬生川丹原線	西条市丹原町長野1109番3地先から 同市丹原町北田野1515番5まで	平成22年10月5日

○愛媛県告示第1120号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。
平成22年10月5日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成22年9月22日
- 指定道路の位置
四国中央市下柏町字株木47番2、字株木47番3、字株木47番4、
字大坪48番4、字大坪50番5、字畑中51番5、字大坪50番5地先
農道及び字大坪48番4地先水路
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 86.20メートル
 - 幅員 4.00～5.00及び6.00メートル

○愛媛県告示第1121号

東温市南方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独土地改良事業（かんがい排水事業）・曲里地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成22年10月5日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

- 縦覧に供すべき書類の名称

- 新規土地改良事業（県単独土地改良事業（かんがい排水事業）・曲里地区）計画書の写し
- 東温市南方土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成22年10月6日から11月4日まで
- 縦覧場所
東温市役所本庁
東温市役所川内支所

○愛媛県告示第1122号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独土地改良事業・八反地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成22年10月5日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（県単独土地改良事業・八反地地区）計画書の写し
 - 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成22年10月6日から11月4日まで
- 縦覧場所
松山市役所本庁
松山市役所北条支所

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年9月22日	NPO法人ジャパンハビネスサポートセンター	渡 部 成 治	松山市北斎院町748番地5 プライム北斎院301号	この法人は、障がい者、高齢者等の雇用、自立の支援に関する事業を行い、社会福祉に関する理解の啓発に寄与することを目的とする。